

加古川市地域バス路線運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市地域バス路線運行補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、加古川市地域バス路線運行補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、4月1日から9月30日までの補助申請は11月30日までに、10月1日から当該年度の3月31日までの補助申請については、当該年度における事業終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間における運行系統別輸送実績及び平均乗車密度（別表第2の算式により算定した率）の算定表（様式第2号）
- (2) 経営状況報告書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めたときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、加古川市地域バス路線運行補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

2 市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除

の推進に関する条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

(補助金の経理等)

第 5 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第 6 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- (3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(遅延利息)

第 7 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 2 条関係) 地域バス路線運行補助金

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	主要公共施設等への交通手段を確保し、又は地域住民の生活にとって必要なバス路線を設置、継続させることで、バス路線網の充実による市民の福祉の向上に寄与する。
補助金等の範囲	対象となる者	一般乗合旅客自動車運送事業者
	対象となる経費	<p>【補助対象系統】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウェルネスパーク」系統 ・「都台」系統 ・「加古川駅～甲南加古川病院」系統 ・「細工所北口～宝殿駅北口」系統 ・「加古川駅～宝殿駅」系統 <p>【補助対象期間】</p> <p>補助対象年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>【対象となる経費】</p> <p>補助対象年度の前年度の 10 月 1 日から補助対象年度の 9 月 30 日までの一般乗合旅客自動車運送事業者の経常費用を同期間の実車走行キロ数で除した 1 キロメートル当たりの経常費用に、補助対象期間内の実車走行キロを乗じて得た額から経常収益を差し引いた額とする。</p>
補助金等の補助率又は額	補助率	10/10
	補助金の額	<p>①千円未満切り捨て</p> <p>②補助対象経費の額を限度とする</p>

別表第 2 (第 3 条関係)

当該運行系統の補助対象期間の運送収入

当該運行系統の平均賃率 × 当該運行系統の補助対象期間の実車走行キロ